

「市ヶ谷記念館」とは、陸上自衛隊市ヶ谷駐屯地1号館の一部を同駐屯地薬王寺門付近に移設復元した建物である。1994年10月から復元部材の取り外しを開始し、1998年10月に完成した。1号館の正面玄関の車寄せ、正面2階の東部方面総監室(旧陸軍大臣室)、東端の陸自幹部学校校長室(旧便殿の間)、大講堂の4つの施設から構成され、その規模は1号館(床面積:約25,700㎡)の約十六分の一に相当する。また、同記念館の原型である「1号館」は、1937年6月、陸軍士官学校本部として建設され、1941年、大本営陸軍部、陸軍省、参謀本部等として使用された。敗戦により1946年、極東国際軍事裁判所法廷が同館大講堂に開設されたことは有名である。1960年からは陸上自衛隊東部方面総監部、各自衛隊幹部学校等として使用された。

2009年現在、同記念館は、防衛省構内にあり、一般公開されている。しかし、その設立に当たり「市ヶ谷台1号館」保存をめざす市民運動が重要な役割を果たしたこと、そして、その保存運動の中で、「歴史記念館」また「戦争資料館」等として「1号館」を活用する案が提起されていたことは、一般に知られていない。防衛省も今日に至るまで、同記念館設立の経緯ならびに保存運動に関して公的な説明をしておらず、また、現行の展示運営にもその活用案は反映されていない。本研究では、この保存運動の経緯とともに、そこで提起された活用案を明らかにし、それらをもとに同記念館の未来を考えてみたい。

筆者は、保存運動・旧防衛庁・防衛省大臣官房広報課関係者のご協力により資料の収集、ヒアリング等を実施し、以下の結果を得ることができた。

第一に、保存運動の経緯は、以下の四点にまとめられる。1)本格的な保存運動は、1987年の防衛庁庁舎移転を機に、91年、「市ヶ谷台1号館の保存を求める会」結成から始まる。そして、この「求める会」が最後まで保存運動の主力となった。2)92年、この運動が超党派運動に発展する。歴史認識が異なる集団が見解の相違を超えて大同団結したことの意味は大きい。3)93年11月、「保存に関する請願書」提出により参院内閣委で集中審議が実施された。この審議の結果、時の防衛庁長官の決断で1号館取り壊しは再検討に付され、防衛庁は「一部保存」を正式決定したのである。4)参院本会議での「請願」採択後、保存運動側による防衛庁への申し入れ、取り壊し取り消しの提訴、文化庁への働きかけ、終戦50周年プロジェクトチームへの要請、防衛庁へのデモ等がおこなわれた。しかし、それにもかかわらず、ついに「全面保存」に至らなかった。

第二に、保存運動で提起された「1号館」活用案は、以下の三点である。(1)「歴史記念館」案、(2)「戦争資料館」案、(3)「昭和史記念館」案。また、保存運動とは別に、磯崎新・鈴木博之両氏により「日本の近代の歩みを知るための施設」案も提起された。これらは、いずれも1号館が東京裁判に使用された歴史的意味を根底においている。とりわけ、超党派成立以後の(2)、(3)案は、先の戦争にかかわる資料の「客観的」展示を目的としている。そして、これらの案の背景には、超党派における「聖戦」・「侵略」の両論併記の展示をすべきだという議論があったのである。この議論は、たしかに取り壊し阻止をめざした超党派で団結するための妥協案であったが、歴史認識をめぐる対立を乗り越える契機を含んでいた点は注目すべきであろう。戦後60年を経た今日でも、日本は自国の過去に対してどのような認識を持っているかを明確に示し得ていない。そして、そのことは、日本人それぞれが自ら戦争をどう考え、総括しているかという問題と深くかかわっている。これらの活用案は、日本の過去が裁かれた場所そのものを<歴史博物館>にすることによって、はからずも日本人自らが自国の過去と正面から向き合うことを意図していたのである。

同記念館公開より十年、元保存運動関係者を中心に同記念館の現状を批判し、「極東国際軍事裁判記念館」設立の声があがっている。これを機に、同記念館設立の直接の契機となった93年11月の参院内閣委の集中審議をもう一度振り返り、その保存の目的と提起された活用案を見直すとともに、さまざまな視点から再検討すべきではないだろうか。